

# 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社水質研究所（以下、会社）と株式会社水質研究所本社労働者代表は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

## （対象となる労働者の範囲）

- 第1条 本協定は、派遣先でその他の定置機械運転等の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という）に適用する。
- 2 会社は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

## （賃金の構成）

- 第2条 対象従業員の賃金は、基本給、諸手当、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職金とする。

## （賃金の決定方法）

- 第3条 対象従業員の基本給、賞与及び手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1の「2」とおりとする。

- (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和4年8月26日職発0826第1号「令和5年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について」（以下「通達」という）別添2に定める「699 その他の定置機械運転等」
- (2) 地域調整については、就業地が岩手県に限られることから、通達別添3に定める「地域指数」の「岩手県」により調整
- 2 対象従業員の基本給・諸手当・賞与・退職金の額は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。但し、通勤手当は下記のとおりとする。
- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額に、通達で定める一般退職金の額(5%)を合算した金額と同額以上であること
- (2) 通勤手当については、基本給・諸手当・賞与・退職金とは分離し、通勤に要する実費に相当する額を支給する（片道の通勤距離が2km以内の従業員を含む）
- (3) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること  
ランクA：2年 ランクB：1年 ランクC：0年
- 3 会社は、対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で基本給に加算して支給する事とする。また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。
- 4 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、法律の定めに従って支給する。

(賃金の決定に当たっての評価)

- 第4条 基本給の決定は、1年ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は就業規則に定める方法により行う。
- 2 賞与の決定は、半期ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は就業規則に定める方法により行う。
- 3 役付手当の決定は、1年ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は就業規則に定める方法により行う。
- 4 資格手当は、就業規則に定める基準に基づき支給するものとする。

(退職金)

- 第5条 対象従業員の退職金は、独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間に退職金共済契約を締結するものとする。
- 2 前項の掛金月額は、別表1の2に定める額の総額の2%の額以上となるようになりし、支給方法などを含む詳細は退職金規程の定めによるものとする。
- 3 別表1の2に定める額の5%の額と前項の掛金の額(2%)との差額については、通達の第3の4に基づく合算による比較方法により対応するものとし、別表2のとおりとする。

(賃金以外の待遇)

- 第6条 教育訓練(次条に定めるものを除く)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、就業規則の規定を準用する。

(教育訓練)

- 第7条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める教育訓練実施計画に従って、着実に実施する。

(その他)

- 第8条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

- 第9条 本協定の有効期間は2023年4月1日から2024年3月31までの1年間とする。
- 2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象派遣労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

令和5年3月9日

(使用者)

株式会社水質研究所  
代表取締役 鈴木 俊彦



(労働者代表)  
株式会社水質研究所本社  
氏家 直樹



別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額

(基本給及び賞与等の関係)

			基準値及び基準値に 能力・経験調整指数を乗じた値 (※1)		
			0年	1年	2年
1	使用する 統計調査	職業安定統計	1,100	1,278	1,382
2	地域 指數 (※2)	岩手県 (86.8)	955	1,110	1,200
3	退職金 3%上乗せ後		984	1,144	1,236

※1 賃金構造基本統計調査又は職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載

※2 派遣先事業所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指數を乗じた数値を記載

別表2 対象従業員の基本給、賞与及び手当の額

《岩手県》

ランク	職務内容	基本給	賞与	手当 (※1)	合計額 (※2)	一般労働者 合計額	能力 経験
A	上級 各業務において高度 の知識を有し、管理 能力がある者。	1,057～	208	152	1,417～	1,236円	2年
B	中級 基礎的な技術を有し 各業務で主体的業務 を行える者。	1,011～	151	28	1,190～	1,144円	1年
C	初級 必要とされる技能を 伴った補助業務が行 える者。	953～	111	5	1,069～	984円	0年

(備考)

- 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、賞与・手当は個々の協定対象派遣労働者に実際に支給される額の平均によることとする。但し、個々に実際に支給される額が不明な時及び支給がない場合は、協定対象派遣労働者に支給される見込み額の平均額とする。
- ※1 手当には、役付手当、職務手当、資格手当、調整手当が含まれ、直近の事業年度において協定対象派遣労働者に支給された額の平均額により算出するものとする
- ※2 基本給、賞与及び手当（超過勤務手当を除く）の合計額を記載。この合計額が対応する同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上になっていることを確認